第14回まちづくり町民会議（アドバイザーを交えた意見交換会）

次　第

日時：平成２１年2月１１日（水）　午後２時～
場所：役場高田庁舎　第３会議室

１　開　会

２　座長あいさつ

３　アドバイザー紹介

４　意見交換会
（仮称）会津美里町みんなの声をまちづくりにいかす条例について

５　その他
次回のまちづくり町民会議
日時：平成２１年２月２５日（水）午後７時～
場所：役場高田庁舎　第３会議室

６　閉　会

■■　アドバイザー紹介　■■

今井　照（いまい　あきら）
福島大学行政政策学類教授
1953年生まれ
東京都教育委員会事務局（学校事務）、大田区役所を経て、1999年より現職
近著
『「平成大合併」の政治学』公人社
『市民自治のこれまで・これから』公職研
『図解よくわかる地方自治のしくみ』学陽書房

第14回まちづくり町民会議

(仮称)会津美里町みんなの声をまちづくりにいかす条例(案)

総合政策課

まちづくり町民会議検討経過①

	日時	人数	概要
第1回まちづくり町民会議	H20.7.3	10	●住民参加条例を制定することとした町の考え(背景・経過など) ●まちづくり町民会議の目的・検討方法など
第2回まちづくり町民会議 (住民参加条例庁内検討会議合同学習会)	H20.7.6	−	●福島大学行政政策学類　今井照教授による講演会 「いま，なぜ町民参加・協働か？」
第3回まちづくり町民会議	H20.7.30	10	●ワークショップ「役場(職員)に対して思うこと」 町民の視点から見た行政(職員も含めて)の現状把握
第4回まちづくり町民会議	H20.8.6	11	●ワークショップ「まちの現状に対して思うこと」 まち全体の現状把握
第5回まちづくり町民会議	H20.8.28	6	●ワークショップ「どんなまちにしたいか」 理想とするまち，目指すべきまちの姿を明らかにする
第6回まちづくり町民会議	H20.9.11	7	●今まで開催した3回のワークショップの内容整理 まちの現状・課題と理想像を明らかにする ●住民参加条例の概要説明 ●役員選出　座長，副座長，運営委員
第7回まちづくり町民会議	H20.9.25	8	●先行事例研究 「石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例(市民の声を活かす条例)」

まちづくり町民会議検討経過②

	日時	人数	概要
第8回まちづくり町民会議	H20.10.8	9	●ワークショップ「住民参加を進めるにあたっての理念・目的等」 住民参加とはそもそも何か，何のためにするのか？ ●ワークショップ「住民参加により進めるべきまちづくりとは」 どのような行政活動に参加すべきか，参加できるか
第9回まちづくり町民会議	H20.10.22	7	●前回実施したワークショップの意見集約 ●西会津町「まちづくり基本条例」の検討
第10回まちづくり町民会議	H20.11.12	6	●住民参加条例素案（途中経過） ●ワークショップ「まちづくり（行政活動）に参加するための方法」 住民参加で進めるべきまちづくりに対して，どのような方法で参加することにより，住民参加の理念・目的が達成されるか そのような方法であれば参加できるか
西会津町視察研修	H20.11.19	5	●西会津町まちづくり基本条例の検討経過・概要等
第11回まちづくり町民会議	H20.12.17	9	●住民参加条例素案の検討 条例全体に対する質疑等
第12回まちづくり町民会議	H21.1.14	7	●住民参加条例素案の検討 条例の位置づけ・前文

まちづくり町民会議検討経過③

	日時	人数	概要
第13回まちづくり町民会議	H21.1.28	8	●住民参加条例素案の検討 目的，定義，基本原則，町民の権利，町の機関の責務，町民参加の時期，公表等
第14回まちづくり町民会議（アドバイザーを交えた意見交換会）	H21.2.11		

条例の構成

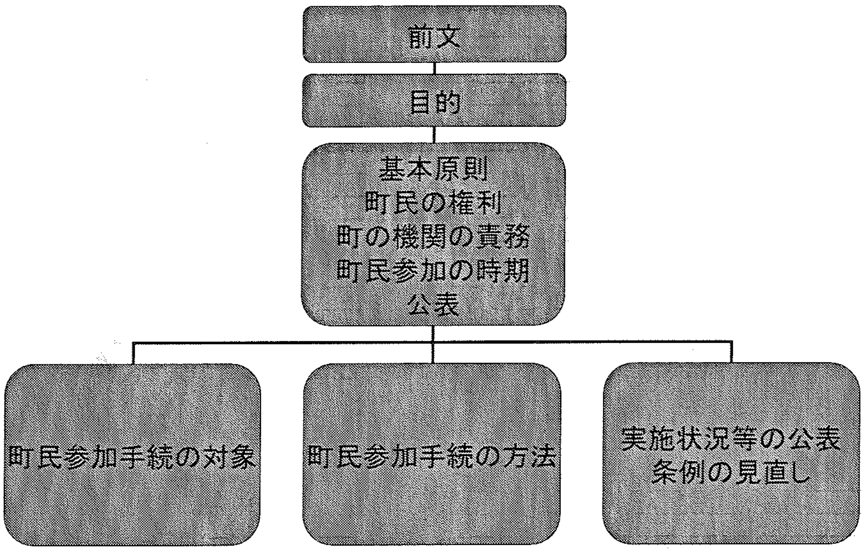

前文

- 私たちの町は，緑あふれる森林と田園風景が広がる自然豊かな美しい町です。
- 私たち町民は，みんながこれまで育んできた自然や伝統・文化を大切にしながら，次の世代へ継承していくとともに，末永く安心してこの町に住み続けていくことを望んでいます。
- そのために私たちは，自らの選択と責任に基づき，地域が持つ資源を活用し，身の丈にあった町民主体のまちづくりを進めて行かなければなりません。
- このような町民主体のまちづくりを進めるためには，行政のもつ情報の積極的な公開を進めるとともに，町民が行政活動に参加する仕組みづくりが必要です。
- 町民の声をいかしたよりよいまちづくりの実現に向けて，行政活動への町民参加の具体的な取り決めをまとめた「会津美里町みんなの声をまちづくりにいかす条例」をここにつくります。

目的

- この条例は，地方自治の本旨に基づき，会津美里町（以下「町」といいます。）の行政活動における町民参加の基本的な事項を定めることにより，町民主体のまちづくりを推進することを目的とします。

※「地方自治の本旨」について分かりやすい解説が必要

定義①

- 町民
  - 町内に住所を有する者，町内の事務所及び事業所に勤務する者，町内の学校に在学する者，本町に対して納税義務を有する者，その他利害関係を有する者をいいます。
- 町の機関
  - 町長（公営企業管理者の権限を行う町長を含む），教育委員会，選挙管理委員会，監査委員，農業委員会，固定資産評価審査委員会をいいます。

定義②

- 行政活動
  - 町民の福祉の増進を図ることを基本として，町の機関が行うあらゆる活動をいいます。

  ※福祉の増進：地方自治法第1条の2第1項より
- 町民参加
  - 行政活動に関し町民が意見を述べ，提案することにより，よりよいまちづくりを推進することをいいます。
- パブリックコメント（意見公募）手続
  - 町の機関が作成した行政活動の素案について公表し，広く町民の意見を求め，その意見を考慮して意思決定を行う一連の手続をいいます。

基本原則

- 町の機関は，町民参加の推進を図ることにより，町民のもつ多様な知識と社会経験を生かして行政活動を行うことを基本原則とします。

町民の権利

- すべての町民は，まちづくりに自主的かつ自発的に参加する権利を有するものとします。

町の機関の責務

- 町の機関は，町民自らがまちづくりについて考え，行動することができるように，積極的な情報公開とその十分な説明を行うとともに，行政活動への町民参加の機会の提供に努めなければなりません。

町民参加の時期

- 町民参加手続は，町民の意見等を行政活動に生かすことができるように，適切な時期に行わなければなりません。

公表

- 町民参加手続に関する事項を公表するときは，次の方法によるものとします。ただし，緊急の場合又は資料等の公表については，広報紙への掲載による公表を省略することができるものとします。
  - 役場各支所及び担当窓口での供覧又は配布による必要事項の全部の公表
  - 町広報紙への掲載による必要事項の概要の公表
  - 町のホームページを利用しての必要事項の全部又は概要の公表
  - その他必要と認める方法による公表
- 公表する事項が不開示情報（会津美里町情報公開条例第7条に規定する不開示情報）に該当するときは，その事項について公表しないものとします。

公表項目整理表

具体的な公表項目	窓口での供覧・配布	広報紙への掲載	HPへの掲載
検討会議の構成員の氏名	●	●	●
検討会議の開催日時・場所・議題	●	●	●
検討会議の会議録	●	▲	●
町民懇談会の開催日時・場所・議題	●	●	●
町民懇談会の開催記録	●	▲	●
パブリックコメントにかける素案等	●	▲	●
提出された意見の概要と検討結果	●	▲	●
その年度における実施予定と前年度における実施状況	●	●	●

対象

- 町の基本構想，基本計画及び個別分野における基本的な方針を定める計画等の策定又は変更
- 町の基本的は方針を定める条例の制定又は改廃
- 町民の公共の用に供される大規模な施設の設置及び運営に係る計画等の策定又は変更
- 広く町民に適用され，町民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃
- 法人等（地方公共団体を除く）に対する新たな出資
- その他町の機関が町民参加の必要があると認める もの

※施設の規模，法人への出資額については規則で規定

対象（除外）

■ 次の各号のいずれかに該当するものは，町民参加を求めないことができます。
  – 軽易なもの
  – 緊急に行わなければならないもの
  – 法令の規定により実施基準が定められており，その基準に基づき行うもの
  – 町の機関内部の事務処理に関するもの

※町民参加の対象としないものとした場合は，その理由を公表ものとします。

町民参加の方法

■ 町民参加による検討会議の開催
■ 町民懇談会の開催
■ パブリックコメント（意見公募）手続の実施
■ その他の町民参加手続の実施

※1以上の適切な方法により町民参加手続を実施するものとします。ただし，対象1から3の項目については，原則として，すべての方法により実施するものとします。

町民参加手続

町民参加の対象

- 基本構想・基本計画及び個別分野における基本的な方針を定める計画等の策定・変更
- 町の基本的な方針を定める条例の制定・改廃
- 町民の公共の用に供される大規模な施設の設置及び運営に係る計画等の策定・変更

原則として，すべての方法により実施。

- 広く町民に適用され，町民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃
- 法人等（地方公共団体を除く）に対する新たな出資
- その他

1以上の適切な方法により実施。

町民参加の方法

- 素案検討からの参加：町民参加による検討会議の開催
- 素案に対する意見交換：町民懇談会の開催
- 素案の公表・説明責任：パブリックコメント（意見公募）手続の実施
- その他

町民参加手続（具体例）

<table>
<tr><th>対象の具体例</th><th>町民参加による検討会議</th><th>町民懇談会</th><th>パブリックコメント</th></tr>
<tr><td>振興計画の基本構想・基本計画
地域福祉計画，環境基本計画など</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr>
<tr><td>住民参加条例，協働条例，自治基本条例など</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr>
<tr><td>町が建設する大規模な施設（体育施設・文化施設など）の計画</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr>
<tr><td>国民健康保険税率の改正</td><td colspan="3">●</td></tr>
<tr><td>使用料や手数料などの改正</td><td colspan="3">●</td></tr>
<tr><td>第三セクターや公益法人への出資</td><td colspan="3">●</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="3">●</td></tr>
</table>

町民参加による検討会議の開催①

- 対象事項について，素案の段階から町民とともに検討する場として，町民参加による検討会議を開催します。
  - 附属機関（地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置された機関）
  - 附属機関に準ずる機関

町民参加による検討会議の開催②

- 委員の選任
  - 原則として公募により選任される者を含めるものとします。
  - 委員を選任するときは，男女比，年齢構成，地域構成，他の審議会等の重複等を考慮し，町民の多様な意見が反映されるよう努めるものとします。ただし，すべての委員を公募により選任する場合は除きます。
  - 町長は，検討会議の構成員の氏名を公表するものとします。

町民参加による検討会議の開催③

- 会議等公開の原則
  - 会議は公開しなければなりません。ただし，情報公開条例に定める不開示情報を審議する場合，公開することにより円滑な審議に支障が生じると認める場合は，この限りではありません。
  - 会議の開催に当たっては，開催日時，開催場所，議題等を事前に公表しなければなりません。
  - 会議録を作成しなければなりません。
  - 会議録は公表しなければなりません。

町民懇談会の開催

- 対象事項について，町民と町の機関の自由な意見交換を行う場として，町民懇談会を開催します。
- 開催にあたっては，開催日時，開催場所，議題等を事前に公表しなければなりません。
- 開催記録を作成し，公表しなければなりません。

パブリックコメント（意見公募）手続の実施①

- 対象事項について，素案等に対する町民の意見を幅広く収集するため，パブリックコメント（意見公募）手続を実施します。
- パブリックコメント（意見公募）手続を実施するときは，事前に次に掲げる事項を公表するものとします。
  - 対象とする事項の案
  - 対象とする事項の案の趣旨及び目的
  - 対象とする事項の案を作成した経緯
  - 意見の提出先，提出方法及び提出期間

パブリックコメント（意見公募）手続の実施②

- パブリックコメント（意見公募）手続における意見の提出期間は，原則として30日以上でなければなりません。
- 町民の意見等の提出の方法は，次に掲げるとおりとします。
  - 町の機関が指定する場所への書面の持参
  - 郵便
  - ファクシミリ
  - 電子メール
- 意見等を提出する町民は，住所，氏名を明らかにしなければなりません。

パブリックコメント（意見公募）手続の実施③

- 町の機関は，提出された意見等を考慮して，対象とする事項の意思決定を行うものとします。
- 町の機関は，対象とする事項の意思決定を行ったときは，次に掲げる事項を公表するものとします。ただし，情報公開条例に基づく不開示情報に該当するものは除きます。
  - 提出された意見等の概要
  - 提出された意見等に対する町の考え方
  - 対象とする事項の案を修正した場合における当該修正内容

その他の町民参加手続の実施

- この条例に定めるもののほか，より効果的と認められる町民参加手続がある場合は，これを積極的に用いるよう努めるものとします。

町民参加の実施状況等の公表

- 町長は，毎年度，その年度における町民参加手続の実施予定及び前年度における町民参加手続の実施状況を取りまとめ，これを公表するものとします。

条例の見直し

- 町長は，この条例の施行後，運用状況等について検討を加え，その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとします。

施行規則等

- 参加手続の対象とする大規模な施設の基準
- 会議録作成の基本方針
- 会議録の記載内容
- 会議録の標準様式（公表用）
- 委員公募の基本原則及び選考方法
- 町民懇談会の開催記録
- 開催記録の標準様式（公表用）